地方議会制度の充実強化に関する意見書

地方分権一括法が施行され地方公共団体の自己決定権が拡大したことに伴い、 二元代表制のもと、地方議会の役割と責任は一層重要なものとなっている。

今後、地方議会が住民の代表機関としてその負託にこたえ、その役割と機能を十分に発揮していくためには、議会の機能等をさらに充実強化していく必要がある。

現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、議決権の拡大などの「議会の権能」、委員会所属の制限見直しなどの「議会の組織」及びITを活用した「議会の運営」などについて活発な審議が行われているところであるが、議会の機能を十分に発揮するためには、議会に係る多くの権限制約的諸規定の緩和や地方議会議員の身分に関する制度改正が必要である。

よって、国におかれては、地方議会の権能強化及びその活性化のために、議会の招集権を議長に付与すること、議案提出権を委員会に認めること、議会に附属機関の設置を可能とすること、議員の法的位置づけを新たに「公選職」とすることなど、抜本的な制度改正を図られるよう強く要望する。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意 見書を提出する。

平成 1 7 年 9 月 3 0 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務 大臣 シ

あて

横浜市議会議長 伊波洋之助